

見附市保育の必要性の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月24日

見附市教育委員会教育長 渡邊 茂夫

見附市教育委員会規則第2号

見附市保育の必要性の認定に関する規則の一部を改正する規則

見附市保育の必要性の認定に関する規則（平成26年見附市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する

第3条中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。